

飛島村いじめ防止基本方針（案）

平成 2 8 年 8 月

飛 島 村

目 次

はじめに	1
第1章 いじめの防止に関する基本的な考え	1
第2章 関係者の責務	2
1 いじめの未然防止	2
2 いじめの早期発見	2
3 いじめに対する措置	3
第3章 村としての取組	3
1 関係機関の連携および調査機関の設置	3
※ 「重大事態」（法第28条第1項）とは	4
2 教職員の資質の向上	4
3 インターネットを介したいじめに対する対策の推進	4
4 広報・啓発活動	4
第4章 学校としての取組	4
第5章 重大事態の対処	5
1 学校及び教育委員会の対応	5
2 村長による再調査及び再調査を踏まえた措置	5

はじめに

平成27年4月1日より施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号。）により、総合教育会議において、いじめ問題で緊急の場合に講ずべき措置が、協議する事項として位置づけられました。

そこで、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条1項の規定に基づき、これまでの取組の積み重ねを踏まえて、村内の小中学校を対象として、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「飛島村いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定することになりました。

この基本方針をもとに、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止等に一層努めてまいります。

第1章 いじめの防止に関する基本的な考え

飛島村いじめ防止基本方針では、「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（法第2条）とします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切です。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条に規定する「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」にあたる「いじめ・不登校対策委員会」等を活用し、組織的に判断することが求められます。

本村では、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための組織的な取組を積極的に展開していきます。そして、子どもたち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに努めます。

第2章 関係者の責務

子どものいじめ防止等に関する各関係者が、いじめの防止等に対する施策を定めて実施するとともに、連携して取組の充実を図ります。

1 いじめの未然防止

- (1) 教育委員会は、児童生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学校づくりを支援します。
- (2) 学校は、児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- (3) 学校は、教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- (4) 学校は、情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。
- (5) 保護者は、子どもの教育の第一義的責任を有することを自覚し、いじめを行うことのないよう、規範意識を育むように努めます。
- (6) 保護者は、家庭におけるネットモラルの指導とルール作りを行い、子どもがいじめの加害者や被害者にならないように努めます。
- (7) 地域は、児童生徒を温かく見守り、積極的な声かけを行ったり、地域行事や文化・スポーツ活動において、規範意識や思いやりの心を育てたりして、いじめを生まない村づくりに努めます。

2 いじめの早期発見

- (1) 教育委員会は、学校が進めている教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくり、またいじめ等について相談しやすい体制づくりを支援します。
- (2) 教育委員会は、小中学校にスクールカウンセラーを配置し、保健福祉課と連絡を取り合いながら、児童生徒及び保護者が相談しやすい体制づくりに努めます。また、いじめ相談電話等の外部の相談機関を紹介するなど、児童生徒が相談しやすい環境を整え、外部機関と連携を図ります。
- (3) 学校は、いじめアンケートや教育相談を定期的実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努めます。
- (4) 保護者は、子どもの日頃の生活やインターネット等の利用について注意深く見守り、必要によって学校と連絡を取り合いながら、子どもの変化を見逃さないように努めます。
- (5) 地域は、児童生徒の登下校や地域での様子を注意深く見守ります。

3 いじめに対する措置

- (1) 教育委員会は、学校のいじめの対応や問題解決に向けて、指導・助言を行い、適切に措置が講じられるように支援します
- (2) 学校は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込まず、「いじめ・不登校対策委員会」等と連携をし、組織的に対応します。
- (3) 学校は、教職員の共通理解を図り、保護者の協力を得るとともに、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、福祉相談センター等の関係機関と連携して対応します。
- (4) 保護者は、いじめが疑われるときには、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等に相談し、連携して対応します。
- (5) 保護者は、いじめに気付いたら、その場で「いじめは許されない行為であること」を教え、家庭内だけの問題とせず、学校や関係機関等に連絡し、連携して対応します。
- (6) 地域は、いじめを発見したら、その場で「いじめは許されない行為であること」を教え、保護者や学校に連絡し、連携して対応します。
- (7) 地域は、いじめの疑いがある場合は、速やかに保護者や学校に連絡し、連携して対応します。

第3章 村としての取組

1 関係機関の連携及び調査機関の設置

(1) 飛島村いじめ問題対策連絡協議会

ア 「飛島村いじめ問題対策連絡協議会」を、法第14条第1項におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための組織とします。

イ 構成員は、教育委員会、学校、保護者をはじめ、青少年の健全育成に関係する機関として警察署、福祉相談センター、児童委員、人権擁護委員等とします。

ウ 飛島村いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関する取組が、この基本方針に基づき、実効的に行われているかを検証し、今後の取組や施策の充実が図れるよう協議します。

(2) 飛島村いじめ問題専門委員会の設置

ア 法第14条第3項に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策が実効的に行われるよう、必要があるときは、教育委員会に法律の専門家、医師、学

識経験者、心理又は福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による「飛島村いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置します。

イ 教育委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行う必要が生じた場合、専門委員会により調査を行うこととします。

※「重大事態」（法第28条第1項）とは

- 一 いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより、当該学校に在籍する児童等が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 教職員の資質の向上

村は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する県が実施する研修への参加を支援します。

3 インターネットを介したいじめに対する対策の推進

村は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育の充実に努めます。

4 広報・啓発活動

児童生徒、保護者及び教職員、さらに地域に向けて、「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行います。

第4章 学校としての取組

学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりえる問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定します。そして、学校いじめ防止基本方針に基づき、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

また、児童生徒がいじめをしないよう、学校の教育活動を通じ、「いじめは決し

て許されない」ことの理解を促し、児童生徒と関係者が一体となっていじめの撲滅に努めます。

第5章 重大事態の対処

1 学校及び教育委員会の対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会を通じて村長に、事態発生について報告します。
- (2) 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事態の調査を行う主体や調査組織について判断します。
- (3) 学校は、校内に設置している、いじめ・不登校対策委員会を母体として、生徒指導部会等が協力し、調査や対応を行います。
- (4) 教育委員会は、職員を派遣するなど、学校の調査及び対応について指導・助言をします。
- (5) 教育委員会は、学校だけでは調査・確認が困難であると判断した場合は、専門委員会に調査を依頼します。

なお、この調査は、事実関係を明らかにするための調査（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、教育委員会及び学校が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

- (6) 教育委員会又は学校が、調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行います。また、調査の結果は、教育委員会を通じて村長に報告をします。

2 村長による再調査及び再調査を踏まえた措置

- (1) 村長は、重大事態に対して教育委員会や学校が行った調査の結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による、「飛島村いじめ問題調査委員会」を設置して、調査結果についての再調査（以下「再調査」という。）を行うこととします。
- (2) 飛島村いじめ問題調査委員会の委員は、村長が、専門的な知識及び経験を有する第三者から任命します。（専門委員会委員を除く。）

委員は、調査の公平性及び中立性を図るため、法律の専門家、医師、学識経験者、心理又は福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者で、当該い

じめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係のない者とします。

(3) 村長は、再調査を行った場合、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、その結果を議会に報告します。

(4) 村長及び教育委員会は、再調査を行った場合、その結果を踏まえ、指導主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。